

○学長選考会議の委員について

平成16年4月12日  
第1回学長選考会議

国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則(平成16年法人規則第1号)第26条第4項の規定に基づき、学長選考会議の委員として、学長又は理事のうちから互選された者4人を加えるものとする。